

「地方消費税に関する報告書」の概要

地方消費税は、平成9年の導入以降、安定的かつ地域偏在性の少ない都道府県の基幹税として重要な役割を果たしてきた。

今後、地方分権の推進や社会保障関係費をはじめとする財政需要の増加に伴い、地方消費税はさらに重要な税目になっていくものと考えられるが、国と地方自治体の財源不足が顕在化する中で、地方消費税の税率水準をどうすべきか、賦課徴収体制はどうあるべきか、清算基準は適切かなど、検討すべき課題は多い。

そこで、本報告書では、地方消費税導入の経緯を明らかにした上で、現行の清算基準の見直しに向けた検討を行うとともに、地方財政の現状と将来推計を基に、地方税源を充実・強化する必要性について検討し、地方消費税の税率引上げが必要であると結論付けている。

併せて、現行の譲渡割に係る賦課徴収体制の課題を整理し、地方消費税の税率を引き上げる場合には、都道府県自らが賦課徴収を行うべきであることを提言している。

そして、以上の議論の総括として、「地方消費税のあり方に関する提言」を終章としてとりまとめ、当研究会からの提言とした。

1 地方消費税導入の経緯

(1) 都道府県間の清算と賦課徴収体制

- ・ 地方消費税は、その前身である消費譲与税の組み換えとして創設されたものであり、その検討に当たっては、「最終消費地と税収の帰属地の不一致の解消」や「納税義務者の事務負担の軽減」が大きな課題として提起された。
- ・ こうした課題に対しては、
 - ① 地方消費税は各流通段階において、原産地原則に基づき都道府県が課税（徴収）するが、税収配分は仕向地原則に基づき消費に関連する指標により都道府県間で清算し、最終消費地と税収の帰属地の一致を図る
 - ② 当分の間、譲渡割に係る賦課徴収事務を国（税務署）に委託することとされ、消費譲与税に代えて、都道府県税としての地方消費税が創設された。

(2) 地方消費税の税率

- ・ 消費譲与税は、消費税の導入に伴う地方の個別間接税の廃止等に対する補填財源として創設されたものであり、地方消費税の税率は、この消費譲与税の廃止と個人住民税の減税による減収の補填に要する額を勘案し、消費税額の100分の25、すなわち消費額の1%として設定され、これに併せて、消費税の地方交付税への繰入率も24%から29.5%に引き上げられた。
- ・ このように、地方消費税の税率及び消費税の地方交付税への繰入率は、消費譲与税の廃止と個人住民税の減税に伴う減収額と見合う形で設定されたものであり、地方消費税の導入による地方自治体の実質的な歳入の増加は図られていない。

2 清算基準の見直し

(1) 清算基準の問題点

- ・ 地方消費税は、仕向地原則に基づくマクロ税収配分方式を採用し、「消費に相当する額」によってマクロ的に税収の清算を行い、最終消費地と税収の帰属地の一致を図ることとされている。
- ・ 現行の清算基準は、商業統計とサービス業基本統計によって最終消費額を直接把握し、そこで把握されない部分を人口及び従業者数によって代替しているが、統計上の制約から、捕捉すべき最終消費額が除外されている（通信、政府部門等）ほか、非課税部門の最終消費額が含まれている（住宅賃貸料、社会保障等）などの問題点が指摘されている。

(2) 精緻な清算基準の構築

- ・ 現在、国では、経済センサスを活用した清算基準の構築に向けて検討を行っており、この導入により、清算基準の精度が相当程度向上することが期待できるが、将来的には、都道府県産業連関表を整備し、仕向地原則に基づく、より精緻な税収配分方式を構築していくべきである。
- ・ 都道府県産業連関表を活用したマクロ税収配分方式では、国内全ての最終消費額を把握した上で、非課税部門の最終消費額を除外するなど、現行の清算基準の問題点は全て解消されることから、最も精緻な清算方式と考えられる。

3 地方消費税充実の必要性

(1) 地方税財源を充実・強化する必要性

- ・ 現在、地方自治体は、住民への行政サービスと歳入とのギャップによる構造的な財源不足に陥っているが、これに加えて、今後、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加ペースが一層強まっていくことなどから、地方自治体の財政運営が行き詰まることが懸念される。
- ・ 地方自治体は、住民生活に不可欠な行政サービスを提供しており、社会保障をはじめとする行政サービスを持続的に提供していくためには、安定的かつ十分な財源を確保していく必要がある。

(2) 地方消費税の充実（なぜ、地方消費税か）

- ・ 地方消費税は、税源が普遍的であり、税収も安定的であることから、少子高齢社会における地方財政を支える税として相応しい税目である。
- ・ また、地方消費税の税率を引き上げることによって、地方税における間接税の割合を高め、バランスのとれた税体系を構築することができる。
- ・ 地方消費税創設時には、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点や、地方財政の状況等を総合的に勘案して税率を検討することとされたところであり、財源不足が顕在化している地方財政の現状や将来的な社会保障関係費の増加等の状況を考慮すると、その財源を地方消費税に求めることは創設時の趣旨に沿うものである。

4 地方消費税の税率水準の検討

- ・ 現行の社会保障制度を前提として、社会保障関係費のうち義務的経費である高齢者3経費（基礎年金・高齢者医療・介護）に見合う税収が確保できる地方消費税の税率水準を4%と設定した。その上で、地方消費税を引き上げた場合の地方自治体の財政状況シミュレーションを行った。
- ・ このシミュレーションによれば、税率を4%に引き上げた場合でも、なお、現行と同規模の地方交付税（約16兆円）による財源調整の必要性が明らかになったが、地方自治体の財政基盤強化のためには、こうした義務的経費に加え、子ども支援や就労支援などの独自の行政サービスも持続的に提供できるような安定財源確保を検討していく必要がある。

5 譲渡割に係る賦課徴収体制

- ・ 現行の譲渡割に係る賦課徴収事務は、国が消費税の賦課徴収と併せて行うこととされているが、この執行体制は、納税者の事務負担の軽減を図るために「当分の間」の暫定的な措置である。
- ・ 将来的に地方消費税の税率が引き上げられた場合には、地方自治体の財政を支える安定的な基幹税として、一層その重要度は増してくる。こうした地方財政を支える基幹税について、都道府県自らが賦課徴収事務に携わらない状態を放置していくことは、地方税のあり方を考えていく上で大きな課題である。
- ・ 都道府県税である自動車税に車検時徴収制度を導入することにより、事務量を大幅に軽減し、必要人員を確保した上で、地方消費税の賦課徴収事務に充てるなど、都道府県の税務行政における環境整備を図り、都道府県自らが賦課徴収を実施できる体制を構築していく必要がある。

6 その他の論点

- ・ 地方消費税の税率引上げは、消費税と一体で議論されると想定されるが、消費税と地方消費税を合わせた税率が一定の水準に達した場合には、より透明性・信赖性の高い制度設計が要求されるとともに、低所得者の負担軽減などの配慮が必要になる。
- ・ これらの課題については、今後の検討において議論を深めていく。

～地方消費税のあり方に関する提言～

(地方消費税の清算基準)

地方消費税の税収配分は、仕向地原則に基づき消費に関する指標により都道府県間で清算し、最終消費地と税収の帰属地の一致を図ることとされている。しかしながら、現行の清算基準は、捕捉すべき最終消費が除外されているなど、いくつかの問題点が指摘されている。今後、経済センサスの導入により清算基準の精緻化が図られることが期待できるが、将来的には、都道府県産業連関表を整備し、仕向地原則に基づくより精緻な税収配分方式を構築することが望まれる。

(地方消費税充実の提言)

現在、地方財政は、住民への行政サービスと歳入とのギャップによる構造的な財源不足に陥っている。これに加え、今後、少子高齢化の進展に伴い、社会保障をはじめとする財政需要も増加していくことから、地方財政は一層圧迫され、地方自治体の財政運営が行き詰まることが懸念される。

地方自治体は、住民生活に欠かすことのできない教育や警察などの行政サービスを提供しており、こうした行政サービスを持続的に提供していくためには、抜本的歳入増加策を講じ、安定的かつ十分な財源を確保していく必要がある。

地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定的であり、少子高齢社会における地方財政を支える税として相応しい税目である。

また、地方消費税創設時においては、その税率水準は社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点や、地方財政の状況等を勘案して検討するとされたところであり、地方財政の現状や将来的な社会保障費の増加等を踏まえると、今後、地方消費税に財源を求めていくことは、その趣旨に沿うものであると考えられる。

以上のこと踏まえ、当研究会は、社会保障をはじめとする行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくために、社会経済情勢を勘案しつつ、地方消費税の税率を引き上げることを提言する。

なお、地方消費税・消費税における「負担の逆進性」の問題については、税制度全体を通じて検討されるべき課題であり、当研究会では、今後の検討課題と位置付け、議論を深めていきたいと考えている。

(地方消費税の充実に向けて)

今後、地方消費税の税率が引き上げられた場合、都道府県自らが賦課徴収事務を行い、税収確保に努めていくことは極めて重要である。このため、自動車税に車検時徴収制度を導入し、人員配置を効率化することにより必要人員を確保するなど、地方税法本則への移行を視野に入れた賦課徴収体制の構築に向け、環境整備を図っていくべきである。